

ボタン 工の字を打ち出した金属製で、駅長・車長は金ボタン2行、その他は銀ボタン1行で、守線副長のみは、ボタンなくホック留で胸ひもで飾る。

ズボン 駅長・車長・守線副長は幅8分の黒毛緑、改札方は幅8分の赤線、シグナルメン・ポイントメンは幅5分の白線の側線をつける。

帽 地質 黒羅紗、型 英国型、前章 工の字の金属製。周章 駅長・守線副長は幅1寸の金線、車長は幅3分の金線2条、改札方は幅8分の赤線、シグナルメンは同幅の白線、ポイントメンは黒線。

明治22・10「駅長ソノ他ノ制服」制定によってつぎのように全面改正が行われた。

服 地質 駅長・助役・車掌監督・車長・改札方・ヤードメンは冬は紺羅紗、夏は紺セルジ、合図担当者および助手は冬は紺羅紗、夏は紺セルジ、ポリスメン・シグナルメン・ポイントメン・プレーキメン・駅夫世話役・駅夫・貨物掛駅夫世話役・工場取締・守衛・火夫・小使は冬は紺小倉裏付、夏は同単、機関方は紺ヘル、貨物駅夫は冬は紺毛綿裏付、夏は同単、新橋外11駅の駅長・助役は夏期に白リンネルを用いることができる。

型 機関方は両鈕釦(ひもボタン)折襟背広、火夫・小使は背広、貨物駅夫は法被(はっぴ)、その他は長ジャケッ。

帽 地質 駅長・貨物掛・駅夫世話役は紺小倉、駅長、助役・車掌監督・車長・合図担当者・助手・改札方・ヤードメン・ポリスメン・シグナルメン・ポイントメン・プレーキメン・駅夫世話役・機関方・工場取締・守衛・火夫は紺羅紗。

型 駅長・助役・車掌監督・合図担当者・助手・機関方は大黒形、車長・改札方・ヤードメン・ポリスメン・シグナルメン・ポイントメン・プレーキメン・駅夫世話役・駅夫・貨物掛駅夫世話役・工場取締・守衛・火夫は小判形。

前章 職名を付す。車長・改札方・ヤードメン・ポリスメン・シグナルメン・ポイントメンは番号を併せて付す。

周章 ポリスメン・工場取締・守衛・火夫は赤線を付す。

笠 シグナルメン・ポイントメン・掃除夫・貨物掛駅夫世話役・貨物掛駅夫・小使は夏期にかぎり用う。

このほかオーブルコート、雨衣が規定されている。

鉄道国有法施行に伴って、私設鉄道の買収がすすみ、各社それぞれの制服を着用した職員が国有鉄道の業務に従事するに至ったので、明治42・12勅令第346号で、当時の軍の制服の模式に似た階級的な制服が制定された。

上衣 地質 紺モシクハ黒羅紗又ハ紺モシクハ黒ヘル、セルジ、夏期ハ白又ハネズミ色ノ麻ヲ用ウルコトヲ得。

製式 立襟一行鈕釦長ジャケッ。

袖章 総裁 幅1寸黒線2条5分黒線1条。副総裁・勅任官 幅1寸黒線1条5分黒線2条。奏任官 5等以上幅5分黒線3条、6等以下幅5分黒線2条。判任官 4級俸以上幅3分黒線3条、5級俸以下幅3分黒線2条。但シ白又ハネズミ色麻ヲ地質ニ用ウル場合ハ白線ヲ用ウ。

鈕釦 径6分ノ金地ニ鉄道機関車働輪形押出模様ヲ表ワス。

肩章 総裁 地質紺又ハ黒羅紗長4寸幅1寸7分トス、中央ニ幅1寸左右ニ各幅2分ノシマ織金線1条アテ計3条ヲ付ス、肩章座ハ4分金線長1寸5分トス。副総裁 中央ニ幅8分左右ニ各幅1分5厘シマ織金線1条アテ計3条ヲ付ス、他ハ同上。勅任官 同上。奏任官 中央ニ幅5分シマ織金線2条ヲ付ス、他ハ同上。判任官 中央ニ幅5分シマ織金線1条ヲ付ス、他ハ同上。

ズボン 地質 上衣ニ同じ、製式 普通長ズボン。

帽 地質 紺又ハ黒羅紗 製式 円形ニシテ黒革製前庇(ひさし)及幅4分ノ黒色支革ヲ付シ、支革ノ両端ハ帽ノ両側ニオイテ径4分金色ボタン(ボタン模様ハ上衣ヒモボタンニ同じ)各1箇ヲモツテ止メ、帽ノ周囲ニハ幅1寸2分ノナナコ毛縁ヲマトウ。判任官 同上但シ帽ニマトウ毛縁ハ幅6分トシ下端ニマトウ。

徴(き)章 縦1寸5分横2寸、中央ニ径8分ノ金色鉄道機関車働輪ヲ径9分ノ黒色座上ニ置キ、座底ヲ金ヨリ線ニテ二重ニ巻キ周囲ヲ「モール」製金色桜葉ニテイダキタルモノ。判任官 同上但シ全部金鍍金(めっき)打出シトス。

外套 地質 紺又ハ黒羅紗 製式 折襟胸二重、ヒモボタンハ二列トシ各6箇ヲ付ス。後面ハスソ割キソノ腰部ニ帯緒ヲ付シコレニ7箇ノ鈕釦ヲ付ス、又前左右ノ腰部ニ各1箇ノ物入ヲ付ス。

袖章 総裁 金色ノボタン(ボタン模様ハ上衣ヒモボタンニ同じ)4箇ヲ付ス。副総裁・勅任官 ボタン3箇ヲ付ス、奏任官 ボタン2箇ヲ付ス、判任官 ボタン1箇ヲ付ス。

雨覆 紺又ハ黒羅紗。

剣 柄(つか)白鮫(しろさめ)長3寸5分斜ニ金ヨリ線ニテ巻ク、鞘(さや)黒革長1尺鐙(こじり)ニ金色ノ金具ヲ用イ菊花ト桐花組合セ模様ヲ付ス。判任官 同上但シ柄ハ黒鮫ヲ用イ斜ニ金ヨリ線ニテ巻ク、鐙模様ハ桐花トス。

剣帯 総裁 幅1寸4分ノ白革製ニシテ前章ハ径1寸7分ノ鍍金ニ鉄道機関車働輪ヲ表ワス。副総裁・勅任官・奏任官 同上但シ帯革ハ黒色トス。判任官 同上但シ前章ヲ用イズ「びじょう」止メトス。

駅長及助役服装ニ特殊ナル事項

帽 一等駅駅長ハ鉢巻ヲ緋(ヒ)羅紗トス、鉢巻ニハ毛縁ヲ付セズ、下端ヨリ4分シマ織金線1条2分シマ織金線2条ヲ順次ニマトウ、線間距離1分トスソノ他奏任ニ同じ。二等駅以下ノ駅長及ビー等駅助役ハ4分シマ織金線1条2分シマ織金線1条ヲマトウ。ソノ他前項ニ同じ、但シ徴章ハ判任ニ同じ。二等駅以下助役ハ4分シマ織金線1条ヲマトウソノ他前項ニ同じ。

袖章 上衣袖章黒線ノ両端切レ目ト直角ニ袖表片面ニ袖章黒線ト同幅ノシマ織金線1条ヲマトウ、但シ地質ニ白又ハネズミ色ノ麻ヲ用ウル場合ハ白線ヲモツテコレニ代ウ。

備考

1 内閣総理大臣ノ指定スル地方(韓国)ニ在勤スル者ノ上衣袖章ハ黒線ニシマ織金線ヲモツテス。

2 コノ制服ニ肩章ヲ付シテ佩剣(はいけん)シタルモノヲ礼装トス。コノ場合ノ地質ハ紺モシクハ黒羅紗又ハ紺モシクハ黒ヘル、セルジニ限ル。

3 コノ制服ニ肩章ヲ付セズシテ佩剣シタルモノヲ通常礼装トス。

4 コノ制服ニ肩章ヲ付セズ佩剣セザルモノヲ常装トス、但シ内閣総理大臣ノ指定スル地方(韓国)ニ在勤スル者ニ限り常装ニ佩剣スルコトヲ得。

5 鉄道院職員ノ職務ヲ識別スルタメ特別ノ標章ヲ付スルコトヲ得、標章及ビ付著方法ハ内閣総理大臣コレヲ定ム。

明治43・1に職務を識別する襟章が制定された。五七桐を桜葉で代いた現在と同一のデザインで、縦7分横8分のもので、五七桐の色は総裁および技監は金色モール、事務職員は七宝製金色、技術職員(土木建築)は同赤色、同(機械)は同緑色、同(電気)は同黄色、その他の技術職員は同とき色。

桜葉の色は総裁・技監および事務職員は金色、技術職員は緑色、ただし判任官は銀色。